

陳 情 文 書 表

平 2 8 陳 情 第 1 1 号	平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日 受 理
件 名	介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情
陳 情 者	横浜市中区桜木町 3 - 9 横浜平和と労働会館 3 階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡 孝広
陳 情 の 要 旨	
<p>超高齢社会を迎えた我が国において、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した、「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には37.7万人の介護人材が不足するとされています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題であり、国が責任を持って解決・改善に当たるべきです。</p> <p>厚生労働省の「平成26年介護事業経営実態調査」では、多くの介護施設では、利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、職員を加配しています。そのような状況でも、介護現場では年次有給休暇はもとより、公休すら計画通りに取得できないという実態が横行しており、法定基準の大幅な引き上げや、労働環境の改善を図る事は離職防止を進めるうえでも重要な課題となっています。</p> <p>国は、介護職員の低賃金の改善を図るため、平成27年度の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算を強化しました。しかし、同時に基本報酬が4.48%も引き下げられており、株式会社東京商工リサーチ調べによると、介護保険法が施行された平成12年度以降、介護事業所の倒産が過去最多となるなど、事業所の運営にも深刻な影響が出ています。このような状況の中で、中央社会保障推進協議会の「介護事業所アンケート」結果では、事業所の継続のために賃金・労働条件の見直しや体制の引き下げなどを検討する事業所も出てきており、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。</p> <p>本来、介護施設などの安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇確保は、国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実は、</p>	

事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって、処遇改善や体制確保を不安定にしています。

そのため、介護従事者の人材確保・離職防止の実質的な対策及び安全・安心な介護体制の確立を実現させるためにも、以下の事項について、地方自治法第99条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情します。

陳情事項

次に掲げる事項の実現を図るために、介護報酬の大幅な引き上げを行うとともに、処遇改善についての費用は国費で賄うこと。

- 1 介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての介護従事者の処遇改善を図ること。
- 2 介護施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げ、夜間の人員配置についても一人夜勤を解消し改善すること。